

社会的責任の国際標準化過程における トランスナショナル・アカウンタビリティの形成

橋本 圭多

概要

現在の国際体系において、トランスナショナルな組織がグローバル社会に占める地位は看過できない。国際組織、多国籍企業、NGOといった諸アクターが存在する現代の国際政治のリアリティを十分にとらえるために、新たな理論構築が求められたのである。トランスナショナル・アカウンタビリティの議論はその延長線上にある。

グローバル社会における新たな秩序として、標準化（standardization）を通じた統治は、トランスナショナル組織が責任ある地位を担うための過程である。しかし、社会的責任を有効に機能させるための標準化は、かえって社会的責任の理念を侵蝕する。標準化はアカウンタビリティを確保する上での重要な要素であるが、多様な価値を認めて自発的な行為を促す社会的責任の考え方とは本来相容れないものである。社会的責任は、どのようにしてアカウンタビリティの考え方を受容していったのであろうか。

本稿では、社会的責任の国際標準化過程を事例に、グローバル社会におけるトランスナショナルな組織によるアカウンタビリティの形成について論じる。

1. はじめに

現在の国際体系において、トランスナショナルな組織がグローバル社会に占める地位は看過できない。国際組織、多国籍企業、NGOといった諸アクターが存在する現代の国際政治のリアリティをとらえるために、アカウンタビリティ

研究の範囲はグローバル社会にも及ぶことになった。本稿で論じる「トランスナショナル・アカウンタビリティ」は、そうした文脈のなかで出現した。

「トランスナショナル」をめぐる議論は、規範的な問題を惹起する。たとえば「トランスナショナル・ガバナンス」に関する研究のように、ガバナンス論ではその高い親和性から積極的な研究がなされている。そこでの関心は、民主的正統性（democratic legitimacy）なきトランスナショナル組織が、自らのおこなうプログラムの有効性（effectiveness）をいかに高めるのかということにある。つまり、民主主義の赤字（democratic deficit）がもたらすアカウンタビリティの欠如（accountability deficit）の問題は、トランスナショナル組織が克服すべき課題である。

これらの課題を克服するために、グローバル社会は新たな秩序の構築へと向かう。標準化（standardization）を通じた統治は、トランスナショナル組織が責任ある地位を担うための過程である。そこではグローバル社会における規範の形成が意図されているのだが、その正否は組織が果たす責任の性質によって決定される。ひとつは民主的正統性を代替するための専門的正統性や権威に関わる問題であり、ひとつはプログラムの有効性にかかる問題である。

本稿では企業の社会的責任（corporate social responsibility: CSR）の国際標準化過程を事例とするが、この社会的責任はジレンマの状況を呈している。つまり、社会的責任を有効に機能させるための標準化が、かえって社会的責任の理念を侵蝕するのである。標準化はアカウンタビリティを確保する上での重要な要素であるが、

多様な価値を認めて自発的な行為を促す社会的責任の考え方とは本来相容れないものである。社会的責任は、どのようにしてアカウンタビリティの考え方を受容していったのであろうか。

2. 社会的責任への定義圧力

社会的責任は抽象的な概念であり、実際にはさまざまな活動を包括している。一言に「社会的責任を問う」といっても、社会的責任の果たし方は自発的な活動から強制的な活動まで多様である。図1では、企業の社会的責任の活動例を示している。

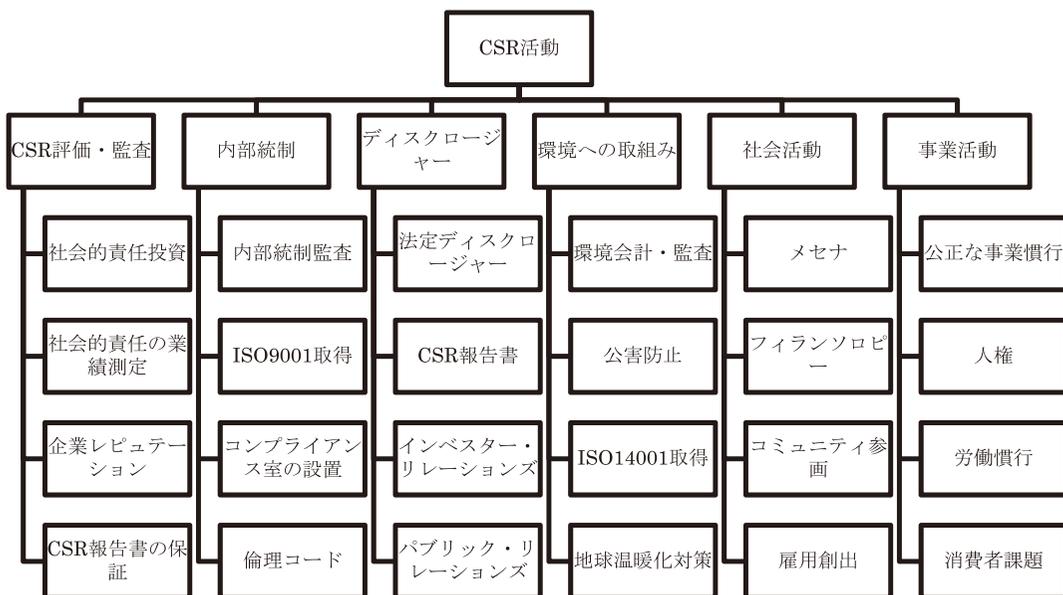
「社会的責任を問う」ことへの違和感は、それが本来は自律的に果たされるべき主観的責任であるものを、外部から客観的に責任を果たさせようとするからである。つまり、社会的責任はソーシャル・レスポンシビリティの訳語であるのに対して、外在的かつ客観的な責任に該当する英語はアカウンタビリティである(表1)。社会的責任をめぐる言説はこれらの責任概念を

区別していないため、議論の混乱やすれ違いが生じることになる。

レスポンシビリティは、古くはラテン語の *respondere* に由来する言葉であるが、倫理的な語彙のなかでは比較的新しい言葉である(Winter 1966: 254-255)。19世紀における形而上学システムの崩壊や科学技術革命によって、旧来の義務という観念は危機に瀕していた。レスポンシビリティは、法や共通の文化におけるアカウンタビリティと義務の範囲を定義することで、社会における義務を再建しようと試みた。ようするに、レスポンシビリティという概念は、異なる文化や伝統を持つ人びとのあいだで、価値の共通のまとまりを定義する方法として必要とされたのである(Cooper 2012: 5)。

自らが責任をとるのがレスポンシビリティであるのに対して、他者が責任をとらせるのがアカウンタビリティである。レスポンシビリティのように、自己規律によって自らの行動を規定するのではなく、制裁によって行動を誘導するのである。

アカウンタビリティは、責任追及において標



筆者作成

図1 企業の社会的責任の活動例

表1 アカウンタビリティとレスポンシビリティの違い

	accountability	responsibility
制度的／非制度的	制度的責任	非制度的責任
制裁の有無	責任を果たさなければ制裁	無いかあっても弱い
責任認識の主観／客観	客観的責任	主観的責任
責任確保手段の具体性	あらかじめ具体的に指定	抽象的
能動責任か受動責任か	他律的受動的責任	自律的能動的責任
責任の判定者の位置	外部の第三者	内部（自覚・個人の倫理観）

出典：山谷（2002: 167）

準設定とその測定可能性に依拠している。アカウンタビリティの辞書的な意味を改めて確認すれば、その意味は、行為（conduct）や義務（duty, or responsibility）から責任解除（discharge）されるために説明ないし回答を行う責任（liability = 負担を伴う責任、負債）のことであり¹。つまり、果たされる責任の質（the quality of being accountable）²によって制裁が課せられることになり、アカウンタビリティの確保はそのような制裁を回避するための消極的な行動を規定するのである。

社会的責任の概念的有用性はその包括性に起因する。人権、男女平等、労働慣行の改善などを普遍的な価値と位置づけ、それらの価値を共通のまとまりとして定義したのが社会的責任である。したがって、社会的責任の定義は、その定義を採用する利害関係者のあいだで衝突が起こるほどまでには具体化されてはならない。つまり、社会的責任はレスポンシビリティの特徴を有している。

他方で、社会的責任にしばしば見られるのは、それをより具体的に定義する試みである。つまり、どのような状態が社会的責任を果たしている状態であるのかを規定しようとする圧力が存在している。そしてその状況が達成されているかどうかを判断するために、今度は標準が設定される。その標準に鑑みて、達成状況の測定が行われる。こうした一連の評価活動により、アカウンタビリティ・メカニズムが機能している。

なぜ、社会的責任はアカウンタビリティ・メ

カニズムの構築を志向するのか。それは、アカウンタビリティが一般的には強化され続ける性質を有しているからである。パワーが著した『監査社会』の含意するところは、監査の失敗が監査の放棄につながるのではなく、よりいっそう監査を求める事態を引き起こすということであった（Power 1997: 3）。

こうして「社会的責任を問う」事態は、さらなる言説を生み出すことになる。「我が社は社会的責任を果たしています」と言う企業が数多く存在している現実、社会的責任がアカウンタビリティに傾倒していることの証左である。企業不正が発生するたびに企業への不信感が高まり、社会的責任の定義圧力は強まる。

社会的責任をめぐるアカウンタビリティ・メカニズムは、規格の制定、規制の内部化、外部検証の3段階から構築される。プリンシパル＝エージェント関係として規定される現代の株式会社の制度設計は、株主（プリンシパル）によるマネジャー（エージェント）のモニタリングよりはむしろ、マネジャーに対する委任を通じた自己規制システム（内部統制システム）による統治形態を強調する³。また、そうした規律的権力の作用では、株主からはマネジャーの業務執行の適切性が判断できないため、第三者による外部検証を通じて、マネジャーの責任解除の可否を判断することになる。その判断の妥当性は、規格とその制定主体の正統性、そしてその規格を参照して保証を提供する第三者の正統性に由来する。

¹ prepared by J.A. Simpson and E.S.C. Weiner (1991), *The Oxford English dictionary*, 2nd ed., reprinted (with corrections), Vol. 1, Oxford: Clarendon Press, p. 87.

² *Ibid.*

³ 経営者支配を明らかにした実証研究として Barle and Means（1932）を参照。

要するに、「私的政府 (private government)」とまでいわれるほどの影響力を持つと考えられてきた巨大株式会社は、その経営が社会に対して与える影響も甚大であり、そうした観点からは政府と同様に統治されるべきと考えられるのである (今西 2006: 81)⁴。規格による標準化を通じた統治は、国際的な規制レジームの構築へと向かうことになる。

3. 規制レジームにおける社会的責任規格の制定

「トランスナショナル」を扱う議論において、その焦点はしばしば非政府組織 (NGO) にあてられる。いわゆる規格制定主体としての NGO (standard-setting NGOs) は、自らが制定する規格の有効性を獲得するために、当該規格ないし自らの正統性を調達することが重要となる。民主主義の赤字の問題に直面した NGO は、その欠落をいかにして埋めるのか。

スコットは、規制レジーム構築の手段として規格に着目している。スコットは規格制定主体としての NGO を、パブリック・アカウンタビリティの観点から、それらを一義的に扱うことができないと示唆している (Scott 2010: 116)。たとえば、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC) は国際的な認証評価を行う非営利団体である。FSC の提供する森林認証は、この研究分野ではしばしば関心を集めるスキームである。なぜなら、FSC による森林認証は、類似の団体である PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) が提供する森林認証プログラムと並んで、世界の森林の 8 パーセントに認証を与えているからである (Klooster 2011: 267)。それに対して、同様の第三者認証を提供する国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) は、スコットによれば国家間のネットワークによって構成されているのであり、同じ NGO でも区別される (Scott 2010: 116)⁵。

スコットの指摘の妥当性は、実際の ISO をめぐる環境にも明らかである。たとえば、JIS (Japanese Industrial Standards 日本工業規格) が挙げられる。JIS は「工業標準化法」(1949 年制定) に基づいて制定される日本の工業標準であるが、これは ISO が定める規格との整合がとられている。また、WTO (World Trade Organization 世界貿易機関) に加盟する日本は、同時に技術的障壁に関する協定 (TBT 協定) の拘束を受けている。この協定の存在により、本来であれば任意であるはずの国際規格が国際義務化し、したがって ISO や IEC (International Electrotechnical Commission 国際電気標準会議)、ITU (International Telecommunication Union 国際電気通信連合) は規格を通じた統治において格段に重要性を増すのである (滝川 2010: 148)。

それゆえに、ISO が策定した社会的責任の国際標準である ISO26000 は注目を集めた。その策定過程は、2010 年の発行までじつに 10 年弱の長期に及んだのであるが、そこには ISO26000 の有効性を確保するための取り組みが散見される。ISO26000 の長期間に及んだ策定作業は、他の ISO 規格と比べても異例であった。その理由は、広範に及ぶ合意形成を狙っていたからである。

ISO26000 はマネジメント・システム規格とは異なるガイダンス規格であるために、マネジメント・システム規格のように第三者認証を意図していない。これは 2004 年 10 月の ISO 技術管理評議会 (ISO/TMB) 第 30 回会合で回付された新業務項目提案に基づく。この新業務項目提案は、ISO26000 規格開発プロセスの方針を定めることを目的として策定されており、そこには ISO26000 がマネジメント・システムではないことが明示的に記述されている。ISO26000 でガイダンス規格が採用された理由は、多様なステークホルダーと、国家の委託を受けたそれぞれの国の代表機関が参画して策定された当該規格が採択されることで、社会的責任に対して仮想的に社会全体のコンセンサスを得ることを狙ったからである。マネジメント・

⁴ 今西によれば、私的政府のメタファーを作り上げたのはメリアムである。Merriam (1944) を参照。

⁵ ISO9001 や ISO14001 のような各種マネジメント・システム規格では、その要求事項を遵守しているかどうかを第三者機関が認証する仕組みが存在しており、これを「適合性評価 (conformity assessment)」という。第三者機関を認定する上級機関は原則として各国にひとつ配置され、その認定機関たる地位を承認するのが最上層の国際標準化機構である。日本においては日本適合性認定協会が国内唯一の認定機関としてその地位を占めている。

システム規格では反対する国が多かっただろうし、また認証規格の制定は NGO に任せることで、ISO とそのほかの NGO とのすみ分けを達成できる⁶。

そのほかにも、策定作業の過程ではさまざまな配慮がなされた。たとえば「マルチ・ステークホルダー方式」の採用は、多様なステークホルダーと、国家の委託を受けたそれぞれの国の代表機関⁷が参画して策定された当該規格が採択されることで、社会的責任が社会全体のコンセンサスを得ることに寄与した。また、同様のことを意図してツイニング方式も採用された。ツイニング方式とは、先進国と発展途上国との対等な関係を構築することで、規格策定作業に発展途上国を参加させるための仕組みである。これによって幹事や事務局は先進国と発展途上国とのペアによって運営され、また発展途上国に対する資金供与も行われた（財団法人日本規格協会 2011: 263）。実際、2010 年 9 月の最終投票では 9 割以上の賛成票が投じられた。

このように、ISO26000 は一見するとアカウンタビリティと無縁であるように思われる。しかし、先にも述べた NGO による認証規格とのすみ分けのように、ISO26000 がその基盤を提供することで、社会的責任に関する各認証規格に対して正統性を付与することになる。そして正統性の源泉は ISO による規範形成に求められ、そこへ参加する国家によって規格の実効性はさらに強化されるのである。

4. ガイダンス規格とマネジメント・システム規格

新業務項目提案では、ISO26000 の特徴を ISO9001（品質マネジメントに関する国際規格）や ISO14001（環境マネジメントに関する国際規格）などのマネジメント・システム規格との対比によって示している（表 2）。

表 2 ガイダンス規格とマネジメント・システム規格との対比

	ISO9001/14001	ISO26000
規格の性質	マネジメント・システム規格	ガイダンス規格
第三者認証	あり	なし (間接参照あり)
文章の文言	shall	should

筆者作成

規格の文言に関する相違としては、マネジメント・システム規格であればその表現に 'shall'（しなければならない）を用いるのに対し、ガイダンス規格では 'should'（すべきである）を用いることで表現が弱められている。これらは第三者認証の有無によって創り出された違いである。つまり認証を取得したい企業は適合性評価（conformity assessment）をおこなう必要があるため、規格の要求事項における文章表現もまた強制的な度合いを強めるのである。他方、ガイダンス規格は第三者認証を意図して策定された規格ではないので、文章表現も努力規定にとどまるのである。

それでは、ISO26000 がガイダンス規格を選択した狙いはなにか。その目的は、①ガイダンス機能、②規範意識の醸成、③信義則の形成の 3 つである。

第一の目的は、ガイダンス機能である。社会的責任に関する規格はすでに数多く存在しており、それらすべての規格に対して一定の指針を与える必要があった。また、実際に社会的責任の活動に取り組もうとする組織が概念を理解するときの指針として、用語や定義がそれぞれ明示された。つまり、ISO26000 は ISO9001 や ISO14001 のような直接的にマネジメントに組み込まれるものではなく、組織が社会的責任活動を行うときや社会的責任規格を利用するときに「参照する」性質のものである。そしてそれは組織に限られず、人および認証規格からの参照をも可能にしている。事実、ISO26000 には

⁶ ISO26000 には付属書 A「社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの例」が付されており、NGO が策定する社会的責任規格がリスト形式で紹介されている。

⁷ ISO26000 策定作業過程においてはミラー委員会（mirror committee）と呼ばれる。国内の意見を集約し、国際会議でそれらの意見を発言する権能を与えられた国内委員会のことを指す。

付属書 A「社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの例」が添付されており、そこには認証規格を含むさまざまな社会的責任の規格が列挙されている。認証規格からの間接参照といったかたちで、ISO26000 は暗示的に要求事項を示している。

第二の目的は、規範意識の醸成である。これまでも指摘してきたように、ISO26000 は強制力をとまなわないガイダンス規格であるため、守らないからといって制裁が課せられることはない。そのため、実効性についてはかねてから疑問視されてきた。しかし、ISO26000 は一定の規範を形成しうる。規範は、非制度的であるにもかかわらず人びとの行動を自律的に規定する原理として捉えることができる。つまり一定の規範が形成されれば、人びとの行動は強制力がなくても規範に準拠することになるのである。もちろん、法律の罰則規定によって人びとの行動を規律することはできる。しかし、社会的責任の性質からしてそのような他律的統制は極力弱めることが求められる。したがって、ガイダンス規格によって一定の規範レベルを示すことは、人びとの規範意識を醸成していく上で有効だと考えられるのである。

第三の目的は、信義則の形成である。信義則はビジネスの潤滑油として機能する。たとえば、ある企業が ISO9001 を取得している場合、その前提をもとに当該企業との取引が進行する。つまり、取引先企業は一定の品質管理レベルを期待して取引に臨む可能性が高い。同様のことが ISO26000 にも言える。なぜなら、多様なステークホルダーと、国家の委託を受けたそれぞれの国の代表機関が参画して策定された当該規格が採択されることで、社会的責任は仮想的に社会全体のコンセンサスを得られたに等しいからである。以上が、ISO26000 でガイダンス規格が採用された理由である。

これらの目的を念頭に置くと、マネジメント・システム規格が第三者認証のようなアカウンタビリティ・メカニズムに立脚しているのに対し、ガイダンス規格では同時に組織のレスポンスビリティを醸成することを狙っていることが理解できる。すなわち、規格の違いによって依拠する責任規範も異なるのである。

5. 規格の類型

責任規範との対応関係に従えば、規格はつぎの3類型に収斂する。すなわち、①強制法規、②ガイダンス規格、③認証規格である。

「強制法規」とは、規格文書が法令の中で引用されることによって、その規格が法的実効性を確保した場合をいう。具体例としては、JIS が挙げられる。JIS それ自体は原則として任意であるが、国や地方自治体については強制的な度合いを強める。工業標準化法第 67 条では「国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二条各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本工業規格を尊重してこれをしなければならぬ」と定められている。行政活動および立法活動は原則としてこの JIS 尊重規定に基づき、さらには法令で引用されて強制規格化される。たとえば、「電気用品安全法」(1961 年制定)の第 8 条 1 項は「届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようにしなければならない」と定めており、条文中の技術基準は別途「電気用品の技術上の基準を定める省令」(1962 年制定)によって細かく規定され、その中で JIS が参照されているのである。また、2012 年 3 月 21 日に官報で公示された JISZ26000 は ISO26000 を JIS 化した規格であり、JIS 尊重規定に直接は該当しないものの、政府調達をはじめとする行政活動において一定の効果が期待される。

つぎは「ガイダンス規格」であり、ISO26000 がこれに該当する。ISO26000 のほかには、「国連グローバル・コンパクト(The United Nations Global Compact)」や「GRI ガイドライン」などが例として挙げられる。実際に、これら二つのガイダンス規格は ISO26000 とも親和性が高い。ここで留意すべきは、ガイダンス規格は非強制かつ非認証の「手引き」として人や組織から参照される以外に、社会的責任に関する認証規格の制定時に「指針」として機能する点である。ISO26000 に付された付属書 A「社会的責任に

関する自主的なイニシアチブ及びツールの例」では、社会的責任に関する認証規格のいくつかがリスト形式で紹介されている。ISO26000 それ自体はあくまで強制法規化や認証規格化を意図していないが、このようにISO26000を通じて各種の社会的責任に関する規格への間接的な参照を提供するのである。

最後が「認証規格」である。認証規格は第三者から評価されることからアカウンタビリティの様相を示すが、その取得は任意である。また、抽象的で広範なガイダンス規格をより具体化したり分野を特定したりすることができるのも認証規格の特徴であり、それゆえに標準化の実効性確保に大きく寄与することができる。認証規格は、「取得の任意性」と「標準化の圧力」によって被認証者の内在的責任に対して働きかけることのできる手段である。

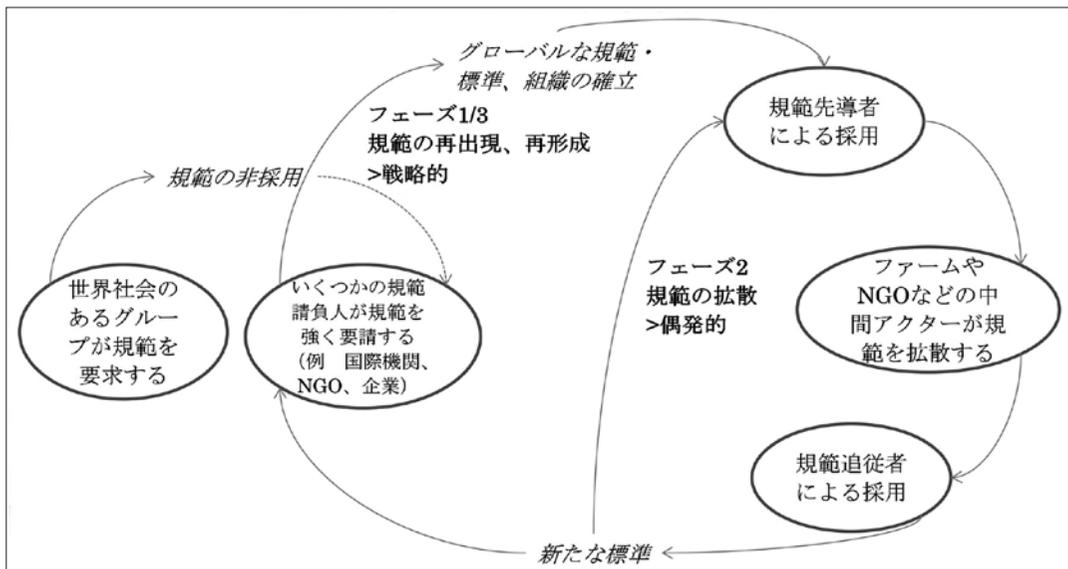
対象の企業が果たすことのできる責任の程度によって、上記いずれかの類型にしたがい規格が選択されることになる。たとえばコンプライアンスを果たしていない企業に対してガイダンス規格の効果が及ばない場合、制裁をともなった規格ないし法規が適用されることになる。

社会的責任については、膨大な数の規格が世界中で策定されている。それらの現状を概観し

類型化することで、政策課題の状況に応じた規格のデザインないしその適用が可能になる。そしてそれぞれの規格を適用する基準は、当該組織やそれらが所属する国および地域における規範の発展段階に応じる。

6. 保証提供者の正統性

社会的責任の国際的な制度化過程について、規範サイクルのモデルを提示したのはミュレである。図2が示すように、ミュレは社会的責任の発展段階を3つに分けて考察している（Mühle 2010：268-281）。フェーズ1は1990年代における企業の社会的責任の再出現（re-emergence）、フェーズ2は2000年代初頭における企業の社会的責任の拡散（diffusion）、そしてフェーズ3が2000年代中頃における企業の社会的責任の再形成（re-formulation）としてそれぞれ特定されており、これらは一巡するサイクルを構成している。1990年代には市民社会組織の成熟とともに、アンチ・グローバル化の文脈の中で企業の社会的責任に関するキャンペーンが展開された。人権問題や労働問題、そして環境問題に対するアカウンタビリティの追



出典：Mühle (2010: 81)

図2 社会的責任の規範サイクル

及は外的な圧力として機能し、企業が社会的責任を受容する原動力となったのである。企業に対して社会的責任の履行を求める動きが国際的に活発になる中で、1999年にはダボス会議において当時のアナン事務総長が企業行動に関する9原則である「国連グローバル・コンパクト」を提唱した。企業が社会的責任活動を採用していくにつれて、競合関係にあるほかの企業も同様のプログラムの採用を決定する。2000年代初頭のこのような動きを、ミュレは模倣的同型化 (mimetic isomorphism) と呼んだ。多数の企業が自らの責務を認識して社会的責任への取り組みを採用することで規範が形成され、それはやがて標準として認知されるようになる。標準にまで昇華した社会的責任は、新たな国際的イニシアチブや組織の構築を促す外圧として機能する。2000年代にかけてそれはISO26000の策定として現われ、ガイダンス規格の整備が進められた。

制度的同型化のモデルは、ディマジオ＝パウエルが提唱しており、社会学的制度論を採用してCSRのグローバルな動きを実証的に分析したミュレの研究基盤となっている (DiMaggio and Powell 1983)。ミュレの規範サイクルで興味深いのは、中間セクター (intermediate sector) の存在である。規範の拡散において重要な役割を提供しているというのがミュレの見解であるが、それは中間セクターが提供する保証業務において標準が参照されるからである。

中間セクターには、NGOをはじめとして、会計事務所や弁護士法人あるいはコンサルティング会社のような専門職能集団、そして大学や学者または学術的な国際フォーラムなどのアカデミズムが含まれる。ディマジオ＝パウエルのいう規範的同型化に該当するが、中間セクターでは自らの専門性を源泉として権威が調達され、正統性が付与されるのである。専門家ネットワークを用いたCSRの普及拡散は、たとえば会計事務所であればCSRを用いた監査をおこない、コンサルティング会社であればコンサルティング業務をおこない、アカデミズムであればその際に依拠する標準や知識基盤を提供することで、それぞれが影響力を行使するのである。

専門的正統性に裏づけられた保証提供者は、

規格制定主体が定めた標準を参照し、被保証者の社会的責任への取り組みを評価する。ただしここでの評価は、それが標準への準拠性にかかる行為であり、ゆえにアカウントビリティのツールとして機能する。ミュレの規範サイクルは、比例してアカウントビリティを強化していくのである。

7. おわりに

定義圧力や標準設定圧力によってさらなる社会的責任が問われ、企業は社会的責任を果たし続ける。しかし、社会的責任はその言葉への不信をますます深め、言葉の価値を失わせていくのである。どうしてアカウントビリティはいつまでも達成されないのだろうか。

社会的責任におけるトランスナショナル・アカウントビリティの形成は、社会的責任の定義、標準制定、保証提供を通じてその充実を図ろうとしてきた。しかし、そこにはアカウントビリティの要件を反故にする構造的要因があるために、責任主体は蒸発するのである。アカウントビリティの要件とは、公式に定められた具体的かつ客観的な責任確保のことである。つまり、責任を誰に帰着させるかがわからなかったり、解釈が恣意的であったり、あるいは制裁による担保がなかったりすれば、アカウントビリティの確保は困難となる。これらの問題を排除するために、アカウントビリティはいっそうの厳格性を求めて強化の道を辿る。したがって、トランスナショナル・アカウントビリティは、グローバル社会においてこれらの要件を満たすことが困難であるため、その確保が容易でないことは明らかである。

しかし、問題はそれだけではない。昨今、アカウントビリティ概念は学術的に注目を集め、さまざまな形容詞を冠したアカウントビリティが生み出された。相互的アカウントビリティ、水平的アカウントビリティ、社会的アカウントビリティなどであり、そして今般のトランスナショナル・アカウントビリティも、そうした概念拡張の延長線上にある。そして、概念拡張の果てには、乱雑に入り交じった概念を整理し、定義し、類型化するという研究アプローチが控えている。しかし、概念の拡張に応じて、それ

に相応する責任が確保されるわけではない。

トランスナショナル・アカウンタビリティを題材にした編著書において、パワーの巻頭言が興味深い。「アカウンタビリティの考えを本質主義的な観点から解放することで、アカウンタビリティ研究は豊かになる」(Power 2008)。つまり、アカウンタビリティに言葉を付加することで満足し慢心している現状を拒否し、どのようにアカウンタビリティが組織されるのかを観察しようというのがパワーの提案である。社会的責任研究もアカウンタビリティ研究も、概念拡張の路線から引き戻すことが、これからの研究を深化させるための立脚点となる。政策学への含意を示せば、公共政策の強調点は、アカウンタビリティの新制度を制定することで複雑性に対処することにある (Day and Klein 1987: 249)。したがって、国際公共政策ないしグローバル公共政策の観点から社会的責任研究を深化させることが、今後の研究アプローチとして有効だと考えられる。

参考文献

- Barle, Adolphe A. and Gardiner C. Means (1932), *The Modern Corporation and Private Property*, New York: Macmillan. (北島忠男訳 (1958)『近代株式会社と私有財産』分雅堂銀行社。)
- Cooper, Terry L. (2012), *The Responsible Administrator: An Approach to Ethics for the Administrative Role*, 6th ed., San Francisco: Jossey-Bass.
- Day, Patricia and Rudolf Klein (1987), *Accountabilities: Five Public Services*, London: Tavistock.
- DiMaggio, Paul J. and Walter W. Powell (1983), "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociological Review*, Vol. 48, Issue 2, pp. 147-160.
- Klooster, Dan (2011), "The Local Instrumentality of Global Standards: How Mexican Indigenous Communities Use FSC Certification to Foster a Furniture Production Network," in Stefano Ponte, Peter Gibbon and Jakob Vestergaard eds., *Governing through Standards: Origin, Drivers and Limitations*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Merriam, Charles E. (1944), *Public and Private Government*, New Haven: Yale University Press.
- Muhle, Ursula (2010), *The Politics of Corporate Social Responsibility: The Rise of a Global Business Norm*, Frankfurt: Campus Verlag.
- Power, Michael (1997), *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford: Oxford University Press.
- (2008), "Foreword," in Magnus Bostrom and Christina Garsten eds., *Organizing Transnational Accountability: Mobilization, Tools, Challenges*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Scott, Colin (2010), "Standard-Setting in Regulatory Regimes," in Robert Baldwin, Martin Cave and Martin Lodge eds., *The Oxford Handbook of Regulation*, Oxford: Oxford University Press.
- Winter, Gibson (1966), *Elements for a Social Ethic: Scientific and Ethical Perspectives on Social Process*, New York: Macmillan.
- 今西宏次 (2006)『株式会社のパワーとコーポレート・ガバナンス——アメリカにおける議論の展開を中心として』文眞堂。
- 財団法人日本規格協会 (2011)『日本語訳 ISO26000: 2010 社会的責任に関する手引き』。
- 滝川敏明 (2010)『WTO 法——実務・ケース・政策 [第2版]』三省堂。
- 山谷清志 (2002)「行政の評価と統制」福田耕治、真淵勝、縣公一郎編『行政の新展開』法律文化社。